第3類 処務

○名寄地区衛生施設事務組合副管理者担任事務規則

「平成19年3月12日 、規 則 第 1 号 」

改正 平成25年3月29日 規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、名寄地区衛生施設事務組合副管理者の事務分担及び管理者の職務を代理する者について必要な事項を定めるものとする。

(分担事務)

- 第2条 管理者の権限に属する事務の適正処理を期するため、名寄地区衛生施設事務組合事務決裁規程 (昭和39年訓令第1号)に定める副管理者の担任事務に名寄市副管理者をもって充てる。 (管理者職務代理の指定)
- **第3条** 管理者に事故あるとき、または管理者が欠けたときにおける職務を代理する者は、関係町村の 副管理者のうちからあらかじめ管理者が指名する。

附 則 (平成19年3月12日 規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日 規則第2号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。